

令和 6 年度射水市ひきこもり支援対策事業（案）

1 ひきこもり当事者及び家族のサポート事業

(1) 相談事業

ア 射水市ふくし総合相談センターすてっぷ

| | |
|------|---|
| 開設場所 | 社会福祉法人射水市社会福祉協議会内 (射水市戸破 4 2 0 0 番地 1 1 救急薬品市民交流プラザ 2 階) |
| 開所日時 | 月曜から金曜日まで (土日、祝日、年末年始を除く。) 午前 9 時～午後 5 時 |
| 電 話 | 5 5 - 5 2 0 4 (ひきこもり相談専用回線) |

イ 専門相談会の開催

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など有資格者やひきこもり支援に携わる専門職による当事者及び家族相談会を開催する。

- ・毎月第 2 火曜日 午後 1 時 3 0 分～4 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (救急薬品市民交流プラザ)

ウ 出張相談

移動手段がなく相談に来られない方のために地域に相談できる場所を設け、相談会を開催する。(年 3 回を予定し、開催方法 (日程、場所等) は検討中)

(2) 居場所 (すてっぷカフェ) の提供

ひきこもりなど生きづらさを抱える方が集い自由に過ごせる場所を開設する。

抱えている悩みを話す、ゲームや読書をする、何もしない等、それぞれの目的で過ごすことができる場所づくりを行う。

- ・毎月第 3 木曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (救急薬品市民交流プラザ)

(3) 家族の交流場所 (すてっぷカフェ家族会) の提供

当事者の家族が集える場所 (すてっぷカフェ家族会) を開設する。

家族同士の交流だけでなく、専門機関の有資格者を招き、ご家族に向けた学びの時間を設ける勉強会を年 3 回行う。

- ・毎月第 4 土曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分
- ・年間 1 2 回 (うち、勉強会 3 回含む)

(4) 事業の周知啓発及び情報発信

「すてっぷ」の周知や、専門相談会、すてっぷカフェ、ひきこもりサポーター養成講座の開催に関する情報発信を行うことにより、当事者や家族の安心、市民への意識啓発につなげる。

- ア 広報紙（市報、社協広報）
- イ ホームページ、ケーブルテレビ、チラシの配布等
- ウ 市LINE公式アカウント、X(エックス：旧ツイッター) を活用した情報発信
- エ 会議、研修会等での事業説明
 - ・ 民児協定例会などに参加し、すてっぷの活動報告を行う。

(5) ひきこもりサポーターの養成

ひきこもりの状態にある方及びその家族を孤立させないため、ひきこもりとその支援に対する正しい知識や理解を深め、地域の良き理解者・支援者の養成を行う。

ア ひきこもりサポーター養成研修（1回（2日間）開催予定）

ひきこもり支援に関心があり、市内でサポーター活動を行う見込みがある方を対象として実施する。

イ ひきこもりサポーターフォローアップ研修（1回開催）

サポーター登録者を対象とした研修を開催し、ひきこもり支援の資質向上を図る。

ウ ひきこもりサポーター勉強会（4回開催）

事例を通じた対話・傾聴、寄り添う技術等を学び、資質向上を図る。

(6) ひきこもりサポーターの派遣

- ・ 当事者や家族の居場所である「すてっぷカフェ」の運営
- ・ 会議、研修会等での事業説明（民生委員児童委員協議会定例会など）
→すてっぷカフェ等の活動報告

2 当事者の自立支援

(1) 生活困窮者自立支援制度

「社会との関係性」による困窮のひとつの様態として捉え、ひきこもり状態にある方を本制度の支援対象者とし、将来的に扶養が得られなくなってしまう状況が強く考えられるため、困窮の「おそれ」があるものとして早期支援を行う。

(2) 就労準備支援事業（生活自立支援、社会参加支援等）

多くの協力事業所を確保できるよう、市内事業所へ登録の働きかけを行う。

3 ひきこもりワーキング部会

目的 当事者等が抱える課題等の解決、当事者等への切れ目のない多様な支援を行うにあたり、本協議会と連携し、ひきこもりに関する理解や支援の推進に向けた協議を行う。

協議内容

- (1) 支援者間における情報共有の方法
- (2) 多職種による支援の役割分担の検討
- (3) 事業等の実施に関する打合せ